

介護予防・日常生活支援総合事業の取組

岡山県浅口市

■高齢者支え合いサポーターが活躍する生活支援サービスを創設

人口 36,719人
 高齢化率 30.7%
 (2012年4月1日現在)

地域支え合い体制づくり事業を活用し「高齢者支え合いサポーター」を養成。
 第5期介護保険事業計画に「総合事業」を位置づけ、支え合いのまちづくりを目指す。

○予防サービス

(通所型)

- ・運動器の機能向上教室
- ・運動教室、お元気教室、なかよし会

(訪問型)

- ・保健師、看護師による訪問

○生活支援サービス

- ・高齢者給食サービス
- ・**高齢者支え合いサポーターサービス**

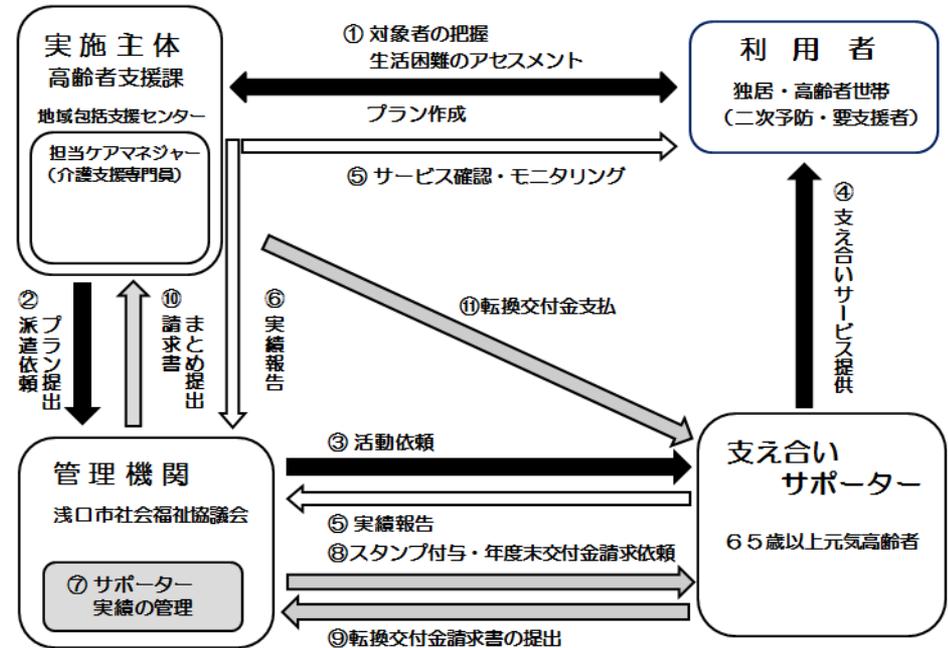
○元気な高齢者(※)が要支援、二次予防事業対象者の日常生活支援サービスを提供

※65歳以上で市のサポーター養成講座受講修了者

○サポーターには、ポイント制で年間最大5千円の交付金

○軽微な生活支援サービスを提供

浅口市高齢者支え合いサポーター事業の流れ



ゴミ出し、買い物、衣替え、灯油の運搬 等

介護予防・日常生活支援総合事業の取組 長野県阿智村

■地域の資源を有効活用した生活支援サービスの提供

○村直営の自立生活支援センター（地域包括支援センター）が、シルバー人材センターや社会福祉協議会と協働し、見守り・配食サービスなどの生活支援サービスを提供
地域住民やボランティアなど、地域の人的資源を活用した孤立化防止の取組を実施
このような地域の力をより一層活用するため、介護予防・日常生活支援総合事業を導入

人口 6,822人
高齢化率 30.2%
(2012年12月1日現在)

社会福祉協議会による
「こんにちは訪問」

住民ボランティアによる
「安心コール」

シルバー人材センター運営の
通いの場「おたっしゃかい」
(村内4会場)

事業者と
ボランティアによる
配食サービス

シルバー人材センター



協働

阿智村
自立生活支援センター

社会福祉協議会

予防

生活支援

定期的な
安否確認

医療

村内8診療所、
村外の主治医
との連携

住まい（冬季の山間部の対策を検討中）

介護 サービス提供事業所
との連携

地方公共団体が介護サービスの指定基準を条例で定める際の基準 (平成24年4月～)

①厚生労働省令で定める基準に従うこととされているもの

- ア 介護サービスに従事する従業者に係る基準及び員数、居室等の床面積、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連する基準
- イ 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の定員に関する基準

②厚生労働省令で定める基準を標準とするもの

- ・ 利用定員に関する基準 (①イを除く。)

③厚生労働省令で定める基準を参酌することとされているもの

- ・ ①、②以外のその他の設備及び運営に関する基準

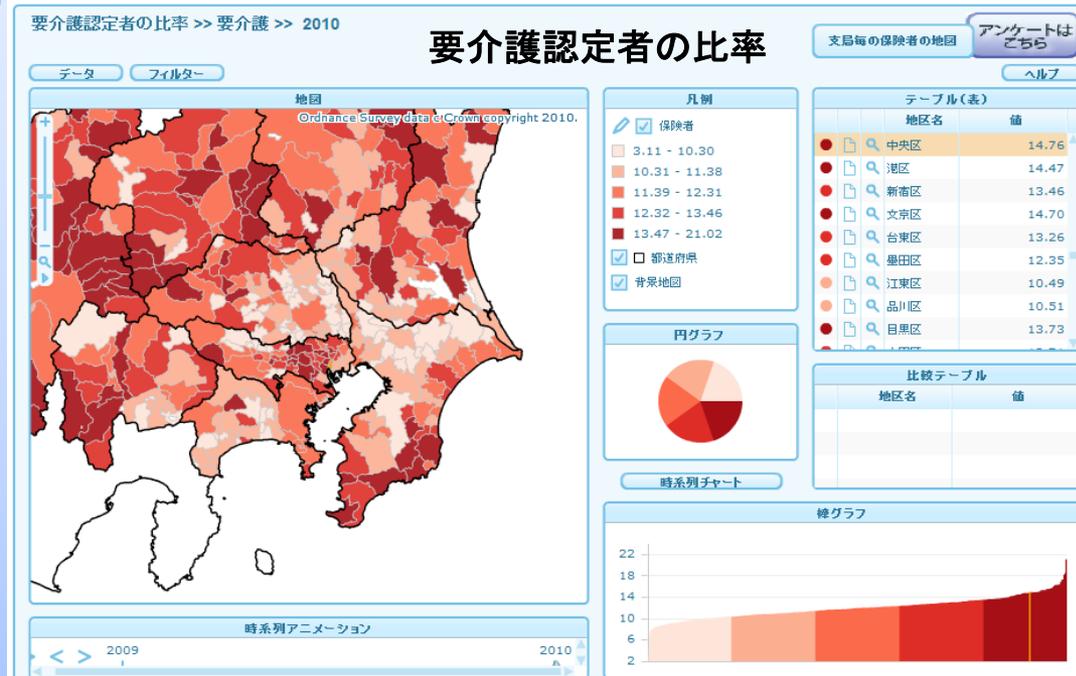
「見える化」を活用した地域診断の例（介護予防Webアトラス）

- 介護予防の視点として、心身機能の改善や環境調整などを通じ、高齢者の生活機能（活動レベル）や参加（役割レベル）の向上をもたらし、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援して、生活の質（QOL）の向上を目指すものである。
- このためには、高齢者が日常生活の中で気軽に参加できる活動の場が身近にあり、地域の人とのつながりを通して活動が広がるような、**地域づくり**が重要である。
- その前提として、地域の高齢者の健康状態や、地域の社会資源等について把握し、課題やニーズ、必要な社会資源などをアセスメント（**地域診断**）することが必要である。

介護予防Webアトラスについて

○介護予防事業報告などの情報を基に、地理情報システムを活用した「見える化」を支援するためのツールであり、WEB上から、誰でも無料で利用することができる。

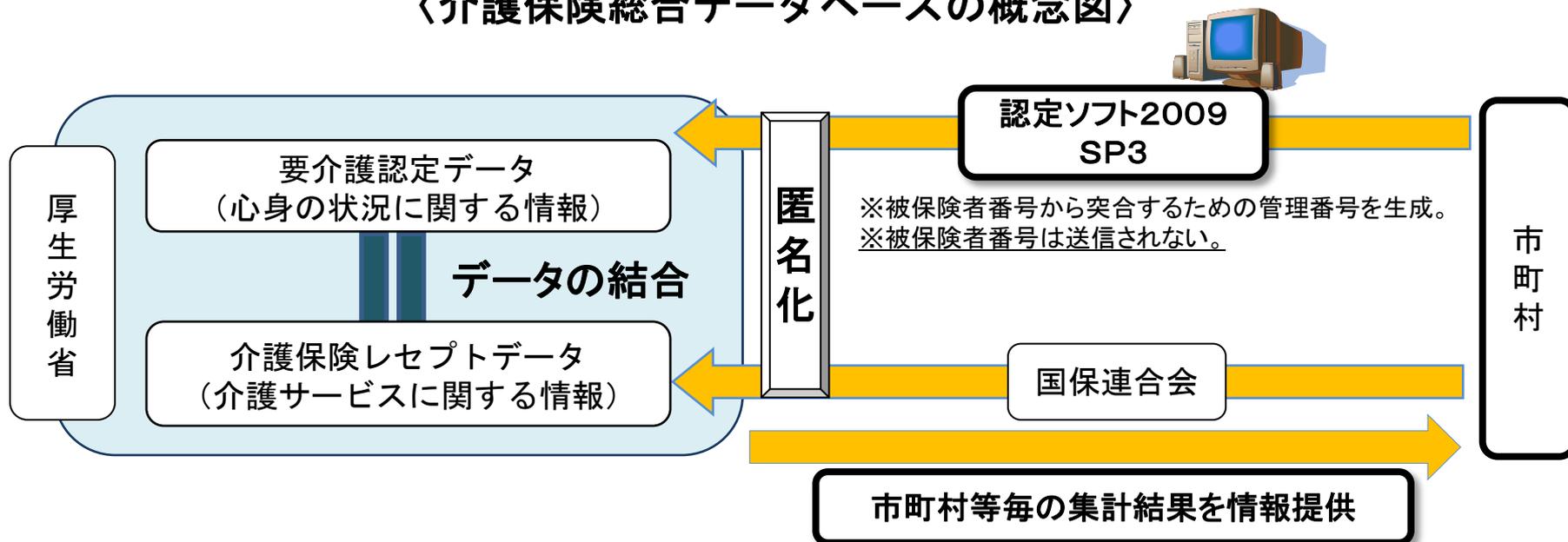
○「見える化」することにより、自治体内の情報共有、他の自治体との比較、全国との比較が可能になる



介護保険総合データベースについて

- 厚生労働省において直接収集した要介護認定データを中核としつつ、さらに、介護保険レセプトデータの統合を行い、介護保険に係る総合データベースを構築する。
- 同データベースを用いた集計・分析結果により、介護サービスの利用実態、要介護認定者の健康状態による必要な介護サービスの実態等を把握でき、市町村における介護保険の適正な運営等に資するための資料を得る。

〈介護保険総合データベースの概念図〉



平成25年1月より、各保険者からの要介護認定データの収集を開始した。現在、厚生労働省においてデータの蓄積を進め、集計・分析ができる体制を整えているところであり、引き続き情報提供にご協力いただきたい。

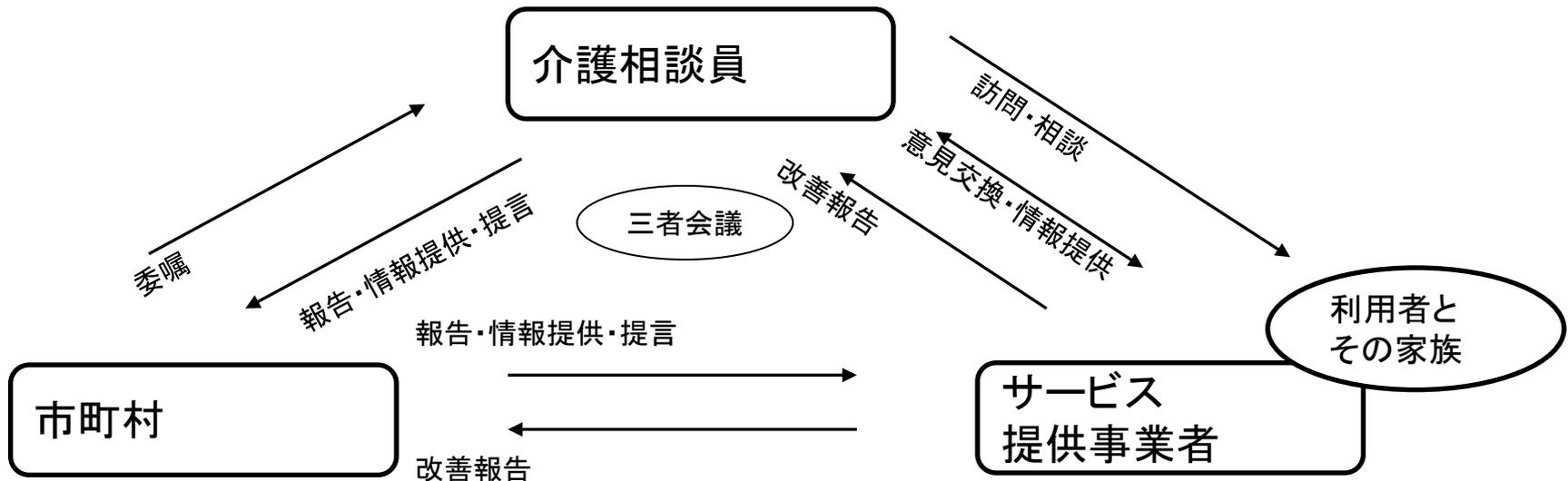
介護相談員派遣等事業について

- 地域で活躍している高齢者や民生委員等が、介護サービス利用者のための相談などに 応じるボランティア(介護相談員)として、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、サービス担当者との意見交換等を行う事業であり、地域支援事業の任意事業に「介護サービスの質の向上に資する事業」として位置付けられている。

- ・介護相談員数 4,415人(現在活動している人数(H24.3現在))
- ・実施市町村数 483か所(実施率 27.7%(同))

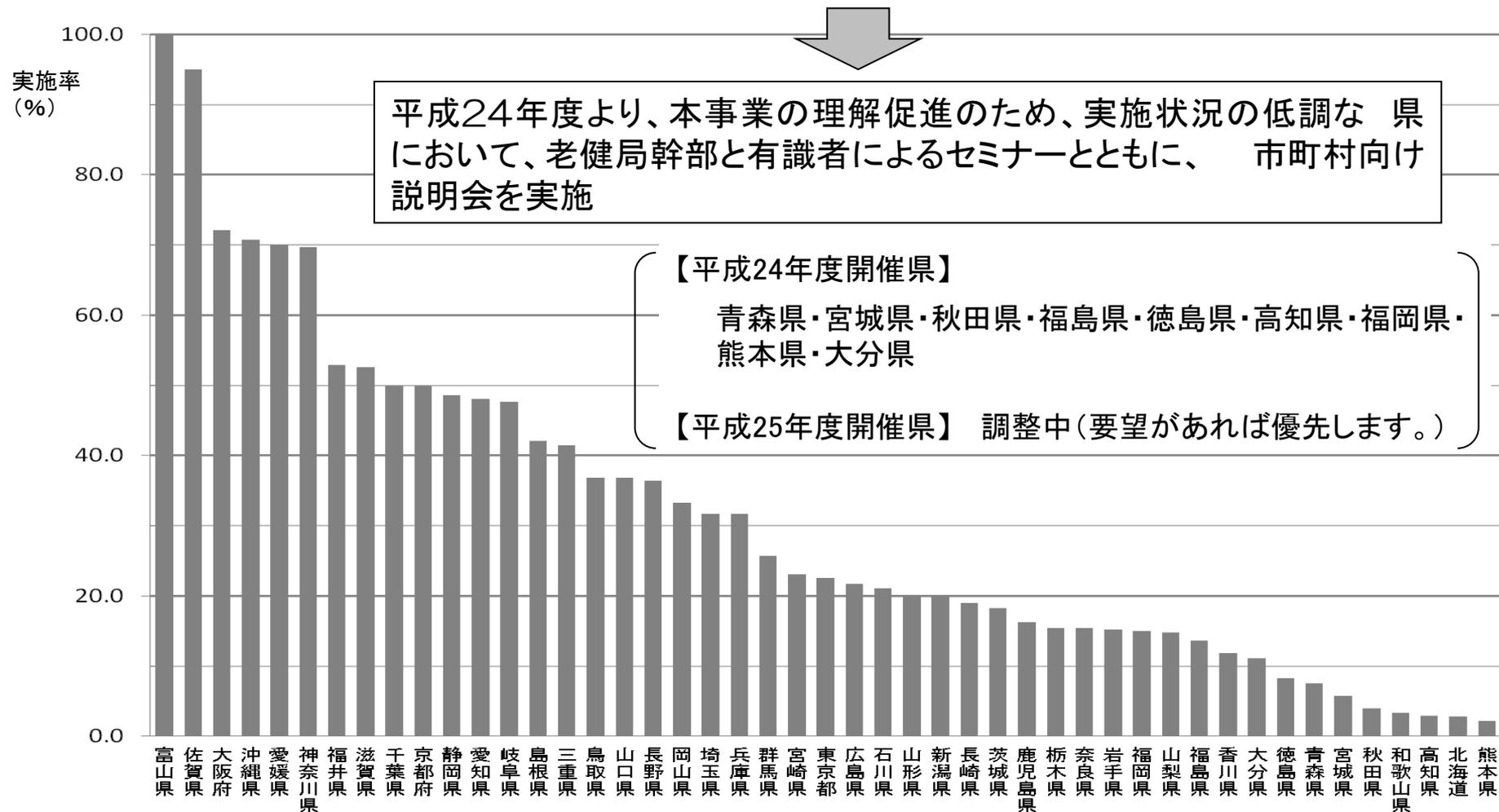
- 平成24年度から、施設系に加え居宅系サービスの運営基準においても、事業者に対し、介護相談員との連携が努力義務化された。

- 介護相談員派遣等事業のしくみ



介護相談員派遣等事業の都道府県別実施状況

- 各都道府県別の市町村の状況では、実施率が100%の県から10%に満たない県があり、実施状況にバラツキがある。
- 事業実施市町村からは、介護サービスの質の向上や利用者の権利擁護に効果が出ているとの意見がある。



市町村介護予防強化推進事業（予防モデル事業）

※平成25年度までの予算事業として実施。

事業の目的

要支援者等に必要な予防サービス及び生活支援サービスを明らかにするために、一次予防事業対象者から要介護2までの者であって、ADLが自立又は見守りレベルかつ日常生活行為の支援の必要可能性のある者に対するサービスニーズの把握、必要なサービス(予防サービス及び生活支援サービス)の実施、効果の計測及び課題の整理。

1年目（平成24年度） モデル市区町村(10市区町村程度)において、以下の流れにより事業を実施。

Step1 事前評価(IADLの自己評価及び保健師等による評価)

Step2 予防サービス及び生活支援サービスの実施

予防サービス(通所と訪問を組み合わせる実施)

通所



訪問

専門職等が対応(委託可)
・二次予防事業 等

専門職等が対応(委託可)
・家事遂行プログラム 等



生活支援サービス

- ・配食
- ・見守り
- ・ごみ出し
- ・外出支援 等

“卒業”後は、住民運営の“居場所”に移行

体操教室・食事会 等

認知症

この事業で 受けとめきれない課題を明らかにする。

地域の社会資源や地域住民※を活用して実施

(※老人クラブ、シルバー人材センター、フィットネスクラブ、地域の活動的な高齢者等)

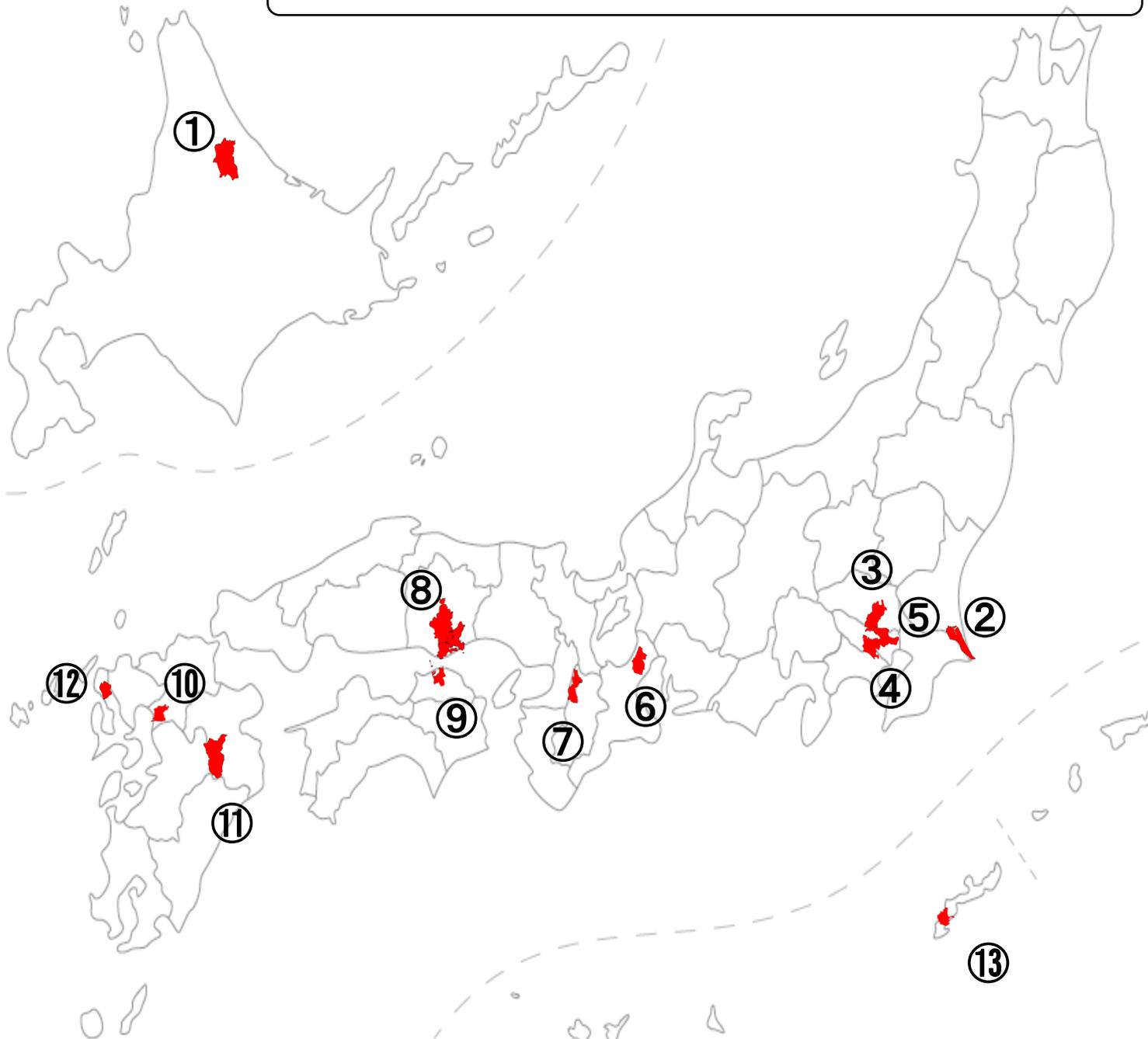
Step3 事後評価(IADLの自己評価及び保健師等による評価)

2年目（平成25年度）

引き続き予防モデル事業を実施。

- ・モデル市町村において実施された事業の内容・結果を厚生労働省に報告。
- ・厚生労働省において、予防サービス及び生活支援サービスの類型化及び好事例の紹介。

予防モデル事業実施市区町村



①	北海道下川町 (しもかわちょう)
②	茨城県神栖市 (かみすし)
③	埼玉県和光市 (わこうし)
④	東京都世田谷区 (せたがやく)
⑤	東京都荒川区 (あらかわく)
⑥	三重県いなべ市 (いなべし)
⑦	奈良県生駒市 (いこまし)
⑧	岡山県岡山市 (おかやまし)
⑨	香川県坂出市 (さかいでし)
⑩	福岡県大牟田市 (おおむたし)
⑪	大分県竹田市 (たけたし)
⑫	長崎県佐々町 (さざちょう)
⑬	沖縄県北中城村 (きたなかぐすくそん)